

1. 今年度の脆弱性(予備)評価について

- (1) 基本計画の案の作成に際しては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて作成することとなっている。(基本法*第17条第1項)
- (2) 今年度は、当懇談会の皆様の協力も経て、法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うため、脆弱性(予備)評価を実施してきたところ。

2. 脆弱性(予備)評価の結果の概要

[全文は「資料2-2-2」のとおり](#)

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の見直し

近年の自然災害からの教訓や社会情勢変化等を踏まえた新たな観点の追加や、個々の自然災害の明確化、ライフラインの重要度・関連性等を踏まえた再整理等により、次のような事態を位置付けるなど見直しを行った。

- 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
- 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
- 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(2) 総合評価のポイント

脆弱性(予備)評価全体を通じた、現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性の主なポイントは、次のような事項であった。

- 1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理が必要
- 2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化が必要
- 3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化が必要
- 4) 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化が必要
- 5) 地域における防災力の一層の強化が必要

(3) 脆弱性(予備)評価に関する今後の課題

今後の基本計画の見直し及び基本計画の推進に向け、以下の点を今後の課題として整理した。

- フローチャートを活用して、民間や地域、家庭における取組の必要性を認識し、適切な広報や支援に結びつけていく。
- デジタル活用の取組を今後進めることにより、施策推進による脆弱性低減(減災)効果の定量化を進めていく。
- 重要業績指標については、国土強靱化の効果を「見える化」し、国民に理解してもらえるよう、不断の見直しを進めていく。